㈠　開札時に、令和３・４年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,350点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,350点以上であること。）。

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合　下記の条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体とする。なお、特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合は、共同企業体の代表者は㈠及び㈡の条件を、代表者以外の構成員は㈠または㈡の条件を満たさなければならないものとする。また、特定建設工事共同企業体（乙型）で申請する場合は、鋼橋上部工工事を施工する構成員は㈠の条件を満たし、ＰＣ橋上部工工事を施工する構成員は㈡の条件を満たさなければならないものとする。

㈠　開札時に、令和３・４年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「鋼橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,200点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,200点以上であること。）。

㈡　開札時に、令和３・４年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,250点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,250点以上であること。）。

なお、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　施工実績　鋼橋上部工工事・ＰＣ橋上部工工事の有資格者は、平成19年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が均等割の10分の６以上の場合のものに限る。）

＜企業に求める同種工事＞

同種工事㈠【有資格　鋼橋上部工工事】

㈠―ａ）

・鋼連続箱桁（新設）の工場製作
・クレーンベント架設工法による最大支間長50m以上を有する鋼連続箱桁橋（道路橋）の工事

㈠―ｂ）

・鋼連続箱桁（新設）の工場製作
・クレーンベント架設工法による鋼連続箱桁橋（道路橋）の工事

同種工事㈡【有資格　ＰＣ橋上部工工事】

㈡―ａ）

・架設桁架設工法による最大支間長20ｍ以上を有するＰＣポステン桁橋（道路橋）の工事

㈡―ｂ）

・架設桁架設工法によるＰＣポステン桁橋（道路橋）の工事

①　単体で申請する場合　同種工事㈠ａ）及び㈡ａ）の施工実績を有すること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　下記１）、２）いずれかの施工実績を有すること。

１）共同企業体の代表者は、同種工事㈠ａ）及び㈡ａ）の施工実績を有すること。このとき、代表者以外の構成員は、同種工事㈠ａ）またはｂ）、もしくは同種工事㈡ａ）またはｂ）のうち、いずれか１つの施工実績を有すること。

２）共同企業体の代表者は、同種工事㈠ａ）及び㈡ｂ）の施工実績を有すること。このとき、代表者以外の構成員は、同種工事㈡ａ）の施工実績を有すること。

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　乙型共同企業体の構成員は、担当する工種もしくは施工範囲の同種工事ａ）の施工実績を有すること。

⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

①　現場代理人は常駐で配置できること。主任技術者又は監理技術者は建設業法に基づく配置ができること。

②　主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。

③　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成19年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、同種工事の項目に挙げる施工実績のすべてを、同一の者が有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

同種工事㈠【有資格　鋼橋上部工工事】

・鋼連続箱桁（新設）の工場製作
・クレーンベント架設工法による鋼連続箱桁橋（道路橋）の工事

同種工事㈡【有資格　ＰＣ橋上部工工事】

・架設桁架設工法によるＰＣポステン桁橋（道路橋）の工事

④　主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤　監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑥　詳細設計において、次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

技術士（総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）若しくは、建設部門（鋼構造及びコンクリート））、又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認資料を提出できるが、この場合、確認資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。